

2014年4月11日 全15頁

経済構造分析レポート¹ - No.23 -

成長戦略の効果を削ぐ隠れた要因

電子行政の徹底等による行政手続きの合理化が急務

経済調査部 主任研究員
溝端 幹雄

[要約]

- 本稿では、政府の成長戦略でも取り上げられている世界銀行の統計（“Doing Business 2014”）を用いて、OECD34カ国とアジア主要4カ国・地域（中国、台湾、香港、シンガポール）との国際比較に基づき、日本のビジネス環境の問題点を明らかにした。
- 現在、日本のビジネス環境ランキングはOECD34カ国中15位であるが、その順位を引き下げている大きな原因は、ランキングを構成する事業設立および納税周りのビジネス環境が非常に悪いことにある。よく知られているように、日本の法人実効税率の高さが問題とされているが、それだけでなく納税や行政手続きの簡素化・オンライン化も他国より著しく遅れており、電子行政の遅れが日本のビジネス環境を国際的に不利な状況にしている。
- こうした点が、内外企業の新規参入を阻止し既存企業との競争を阻害すると共に、潜在的な新規参入者が持つ新しいアイデアの流入を妨げることで、日本のイノベーションを抑制しているものと思われる。実際、行政手続き面でのビジネス環境が悪いと、開業や所得をはじめとする実体経済に負の影響を与えている可能性がデータから示唆される。
- 規制・制度改革の実効性を高めるには、こうした行政手続き面においてICTの積極的な活用を促し、世界最先端の電子行政の実現等により行政手続きの合理化を進めることでビジネス環境の改善を図ることが重要である。

¹ 2014年4月より「経済社会研究班レポート」は「経済構造分析レポート」へ名称が変更されました。

1. はじめに

超少子高齢社会やグローバル化・ICT化という時代の変化の中で、日本が成長力を高めていくには、経済全体の生産性（つまり TFP）の引き上げが重要だ。それには、環境変化に応じた最適な資源配分の実現と、新しい発見・融合によるイノベーションの活発化が必要で、その実現には産業の新陳代謝を促す企業の参入・退出を図るビジネス環境の整備が求められる。

政府が 2013 年 6 月に発表した日本再興戦略（以下、成長戦略）でもこの問題は取り上げられており、世界銀行が毎年公表するビジネス環境ランキングを 2020 年までに先進国(OECD34 カ国)で総合 3 位に引き上げる計画だ。先日、選定地域が発表された国家戦略特区では、首都圏や関西圏の広域特区での容積率緩和等を通じて、日本のビジネス環境の改善を図ろうとしている。しかし、最新の世界銀行のランキングでの日本の順位は OECD34 カ国中 15 位であり、政府の目標達成のハードルは相当高いように思われる。

日本の順位を引き下げている大きな原因は、ランキングを構成する事業設立および納税周りのビジネス環境が非常に悪いことにある。よく知られているように、日本の法人実効税率の高さが問題とされているが、それだけでなく納税や行政手続きの簡素化・オンライン化も他国より著しく遅れており、電子行政の遅れが日本のビジネス環境を国際的に不利な状況にしている。もちろん、政府の成長戦略でも「利便性の高い電子行政サービスの提供等」を目指すとの記述はあるが、必ずしも上で述べたようなビジネス環境の改善の議論と有機的に結び付けて論じられているわけではない。こうした点が、内外企業の新規参入を阻止し既存企業との競争を阻害すると共に、潜在的な新規参入者が持つ新しいアイデアの流入を妨げることで、日本のイノベーションを抑制しているものと思われる。また、新規企業の創出が難しいと国内の安定的な雇用創出も妨げてしまいかねないだろう。

本稿では、世界銀行の“Doing Business 2014”（以下、DB）に掲載されている事業設立とおさめ税の 2 つのビジネス環境に焦点を当て、OECD34 カ国とアジア主要 4 カ国・地域（中国、台湾、香港、シンガポール；以下、OECD+4）との国際比較に基づいた日本のビジネス環境の問題点を明らかにしたい。さらにそれらが、開業や所得等にマイナスの影響を与えているのかも示したい。

2. 事業設立のビジネス環境：国際比較

(1) 事業設立のビジネス環境の順位

世界銀行のDBの中にはビジネスのしやすさを表す10個の項目があり²、そのうちの1つである事業設立(Starting a Business)では、日本はOECD+4の38カ国・地域で34位(OECD34カ国では31位)とほぼ最低レベルだ。実際、日本の開業率は安定的に4%程度と、英米の10%や他国の平均7%に比べるとかなり低い数字となっている。

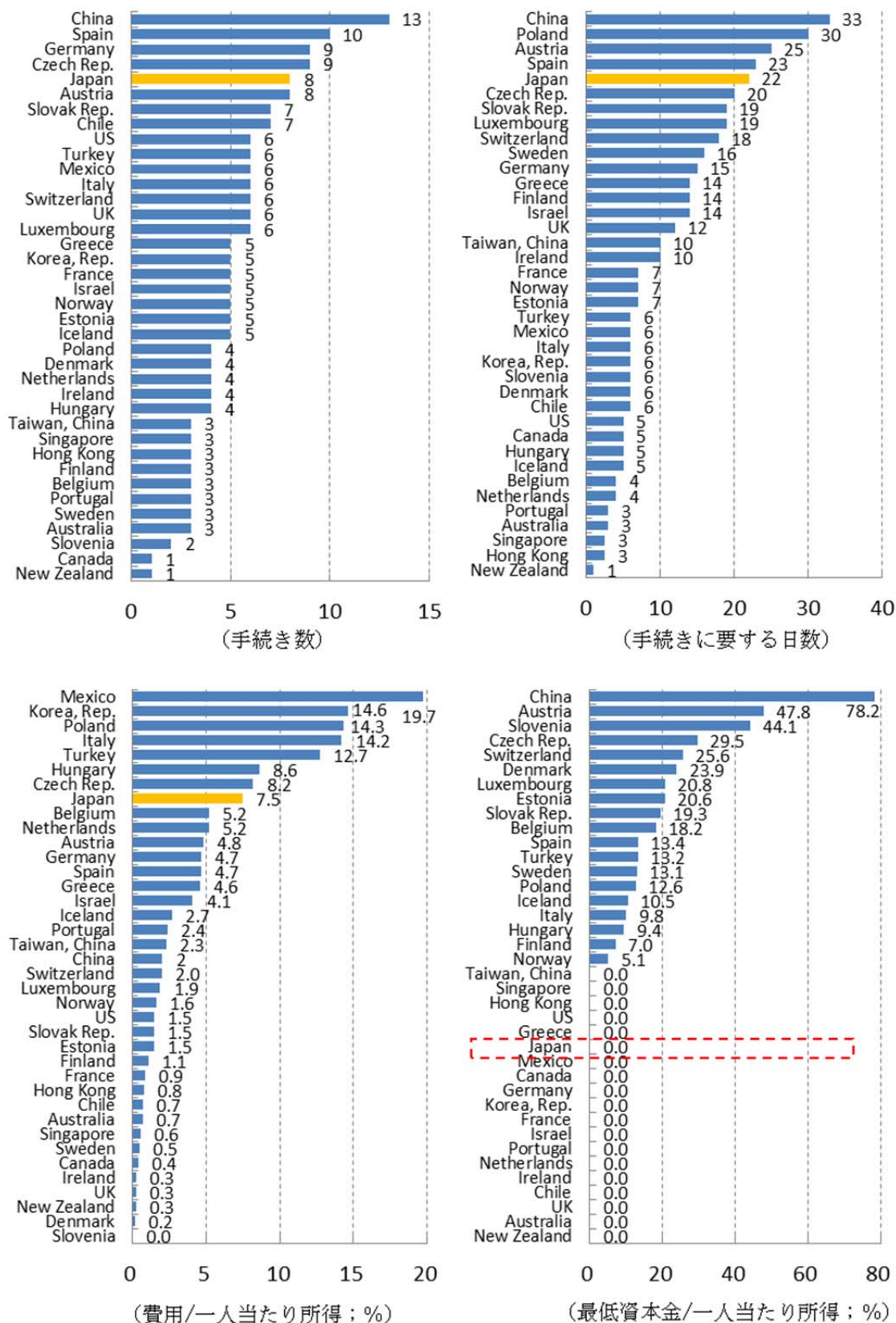
その国の事業設立のしやすさを表す要素として、DBでは次の4つ、すなわち、手続き数(Number of Procedures)、時間(Time)、費用(Cost)、そして最低資本金(Paid-in minimal capital)を取り上げている。図表1はそれら4つをOECD+4で比較したものである。すると、4つの要素のうち最低資本金についてはOECD+4で日本は最も少なく、世界で最先端のビジネス環境を備えていると言える。一方、他の3つの要素については、日本は最先端およびOECD諸国等の平均的な環境水準よりも大幅に劣っていることが分かる。

例えば、事業設立に伴う手続き数は、最先端のニュージーランドやカナダではわずか1つしかなく、OECD+4平均でも5つであるが、日本は8つも手続きが存在する。手続きに要する日数を示した時間についても、最先端のニュージーランドではわずか1日、香港やシンガポール等も3日、OECD+4平均でも10.8日なのに対し、日本は22日も必要だ。さらに手続きで生じる手数料などを1人当たり所得に占める割合で示した費用も日本は7.5%であり、最先端のグループであるデンマークやニュージーランド等の0%台やOECD+4平均の4.2%よりも高くなっている。

もちろん、日本もこれらの点で改善を怠ってきたわけではない。例えば、かつてはOECD平均よりも劣位にあった最低資本金の水準は、2006年に施行された会社法改正により今では世界最先端の水準にまで改善されており、手続き数をはじめとする他の項目も同時期に改善が見られた。しかし、日本以外の他の国でも同等もしくはそれ以上のスピードで改革を進めており、その結果、日本のビジネス環境は相対的な改善が見られないのである。

² 本稿で取り上げる事業設立と納税(Paying Taxes)の他にも、建設許可取得(Dealing with Construction Permits)、電力事情(Getting Electricity)、不動産登記(Registering Property)、資金調達(Getting Credit)、投資家保護(Protecting Investors)、貿易(Trading Across Borders)、契約執行(Enforcing Contracts)、破綻処理(Resolving Insolvency)の項目がある。

図表1 OECD諸国等の事業設立時のビジネス環境（左上：手続き数、右上：時間、左下：費用、右下：最低資本金）



(注) OECD34カ国+アジア主要4カ国・地域（中国、台湾、香港、シンガポール）で構成。
 (出所) World Bank, "Doing Business 2014"より大和総研作成

(2) 日本の事業設立時の問題点は何か

DBにおけるOECD諸国等の事業設立時の手続きは、合同会社の設立の場合について国際比較をしているが、各国ともほぼ共通する基本的な手続きとして、次の3つが存在する。それは、(1) 法人登録、(2) 税務当局への登録、(3) 被雇用者の雇用・社会保障関連当局への届出、である。その他にも、(4) 設立証書や定款等の公証人による認証手続き、(5) 類似社名の有無の確認、(6) 社印の作成、(7) 初期資本の預け入れ³、(8) 銀行口座の登録、等もよく見られる。

一方、DBによると、日本では事業設立時には以下の8つの別々の手続きが必要となる。つまり、①社印の作成、②印鑑証明書の取得、③法務局での法人登録(登録免許税の支払い発生⁴等⁵)、④税務署へ法人設立届出書・給与支払事務所等の開設届出書・青色申告の承認申請書の提出、⑤都道府県税事務所へ事業開始申告書の提出、⑥労働基準監督署へ労災保険に関する保険関係成立届等や就業規則の提出、⑦社会保険事務所へ健康保険・厚生年金に関する新規適用届出書等の提出、⑧公共職業安定所へ雇用保険に関する適用事業所設置届等の提出、である。

海外を参考に日本の事業設立時の手続き内容を見ると(図表2)、日本では公証人による定款等の認証や初期資本の預け入れといった手続きが省略されている⁶。一方で、事業設立時の納税や社会保障関連の申請手続きが一元化されておらず、それぞれ個別での対応が要求されるのが日本の特徴だ。海外では納税関連は1つの手続き、社会保障関連も1つの手続きとしてまとめられることが多い。仮に、日本の事業設立時における納税関連の手続き④・⑤、そして社会保障関連の手続きである⑥・⑦・⑧をそれぞれまとめると、日本の事業設立時の手続き数は合計5つで済むことになり、OECD+4平均と同じ水準となる。

図表2 OECD諸国等で比較した事業設立手続き

<OECD諸国等での主要な手続き>	<日本での手続き>
(1) 法人登録	②印鑑証明書の取得 ③法務局での法人登録(登録免許税の支払い発生等)
(2) 税務当局への登録	④税務署へ法人設立届出書・給与支払事務所等の開設届出書・青色申告の承認申請書の提出 ⑤都道府県税事務所へ事業開始申告書の提出
(3) 被雇用者の雇用・社会保障関連当局への届出	⑥労働基準監督署へ労災保険に関する保険関係成立届等や就業規則の提出 ⑦社会保険事務所へ健康保険・厚生年金に関する新規適用届出書等の提出 ⑧公共職業安定所へ雇用保険に関する適用事業所設置届等の提出
(4) 設立証書や定款等の公証人による認証手続き	
(5) 類似社名の有無の確認	
(6) 社印の作成	①社印の作成
(7) 初期資本の預け入れ	
(8) 銀行口座の登録、etc	

(注) 合同会社設立の場合。各分類および対応関係はあくまで便宜的なものに過ぎない。
(出所) World Bank, "Doing Business 2014"等より大和総研作成

³ 初期資本はその全額ではなく、一部を預け入れればよい国もある(例えばベルギーやイタリアなど)。

⁴ 合同会社の場合の登録免許税の金額は、資本金額の0.7%、もしくは6万円のうち高い方となる。

⁵ 登記書類には、設立登記申請書、払込証明書、印鑑届出書、代表社員就任承諾書、等が必要になる。

⁶ 合同会社設立の場合。株式会社設立の場合は、日本でも定款の認証手続きは省略されない。

次に問題なのは、日本では行政手続きのオンライン化が遅れていることである。既に日本でも⑦と⑧はオンライン化されているが、それらは別々のシステムで対応している。一方、best practice であるカナダやニュージーランドでは全ての手続きが1つのオンライン上で統合されており、そのため複数書類の提出が必要であってもそれらは1つのオンライン上で行えるので、DBではわずか1つの手続きとしてみなしている。また韓国でも、2010年2月にオンラインを通じた法人登録手続きの簡素化を実現しており、またOECD加盟国ではないが、韓国同様に日本と行政制度の近い台湾でも韓国と同じような改革が行われている。こうした取組みによる手続きの簡素化や所要時間の短縮が、各国のビジネス環境の大幅な改善につながっている。

さらに、日本では事業設立時に社印（Company seal）の作成や印鑑登録が必要なことも特徴的だ。社印はかつて英国等の慣習法の国で一般的なものであったが、現在では社印を廃止している国が大半である⁷。ビジネス環境を国際的な標準に揃えようとするならば、①や②の手続きを省略することや台湾のように電子署名に代替するなど、他国の動きを意識した対策を検討すべき時期に来ているものと思われる。

このような行政手続きの一元化による縦割り行政の解消、手続きのオンライン化、そして手続きの合理化、すなわち電子行政を早急に進めることが、日本のビジネス環境の改善のためには必要である。これらが実現すれば、日本の事業設立ランキングは世界トップレベルに近づき、産業の新陳代謝の活発化に貢献するものと思われる。

⁷ 今回取り上げた国・地域で社印を必要とするのは、日本以外にも、アイルランド、韓国、中国、香港、シンガポール、台湾がある。

3. 納税のビジネス環境：国際比較

(1) 納税のビジネス環境の順位

事業設立以上に日本でさらに懸念されるのは、納税時（ここでは社会保障関連の保険料負担も含まれる）のビジネス環境が良くないことである。DB における納税（Paying taxes）に関するビジネス環境は、日本 OECD+4 の 38 カ国・地域の中で最低だ（38 位）。世界銀行の調査対象国・地域全て（189 カ国・地域）にまで広げても、140 位と非常に低い順位となっている。

納税の指標は 3 つの要素からなっており、支払（Payments）、時間（Time）、総合的税率（Total tax rate）が取り上げられている。日本の順位が低い理由には、もちろん日本の法人実効税率の高さがあることは論をまたないが、図表 3 が示すように、その他にも支払回数の多さやその準備・手続き完了までに要する時間が長いことも大きな問題であることが分かる。

例えば、日本の 1 年当たりの納税支払回数は 14 回であり、最先端である香港の 3 回やノルウェー、スウェーデンの 4 回と比べてもかなり多いのが現状である（OECD+4 平均は 11 回）。また、納税に要する時間は年間で 330 時間とされており、best practice のルクセンブルクの 55 時間、スイスの 63 時間、香港の 78 時間、そして OECD+4 平均の 183.4 時間とは大きな開きがある。さらに、日本の総合的税率（税支払の利益に占める割合で表示）は 49.7% でそのうち利益税が 27.2%⁸、労働税+社会保障負担⁹が 18.0%、その他の税が 4.5% と、労働税+社会保障負担を除くいずれも OECD 平均（総合的税率：41.3%、利益税：16.1%、労働税+社会保障負担：23.1%、その他の税：2.0%）より上回っている。

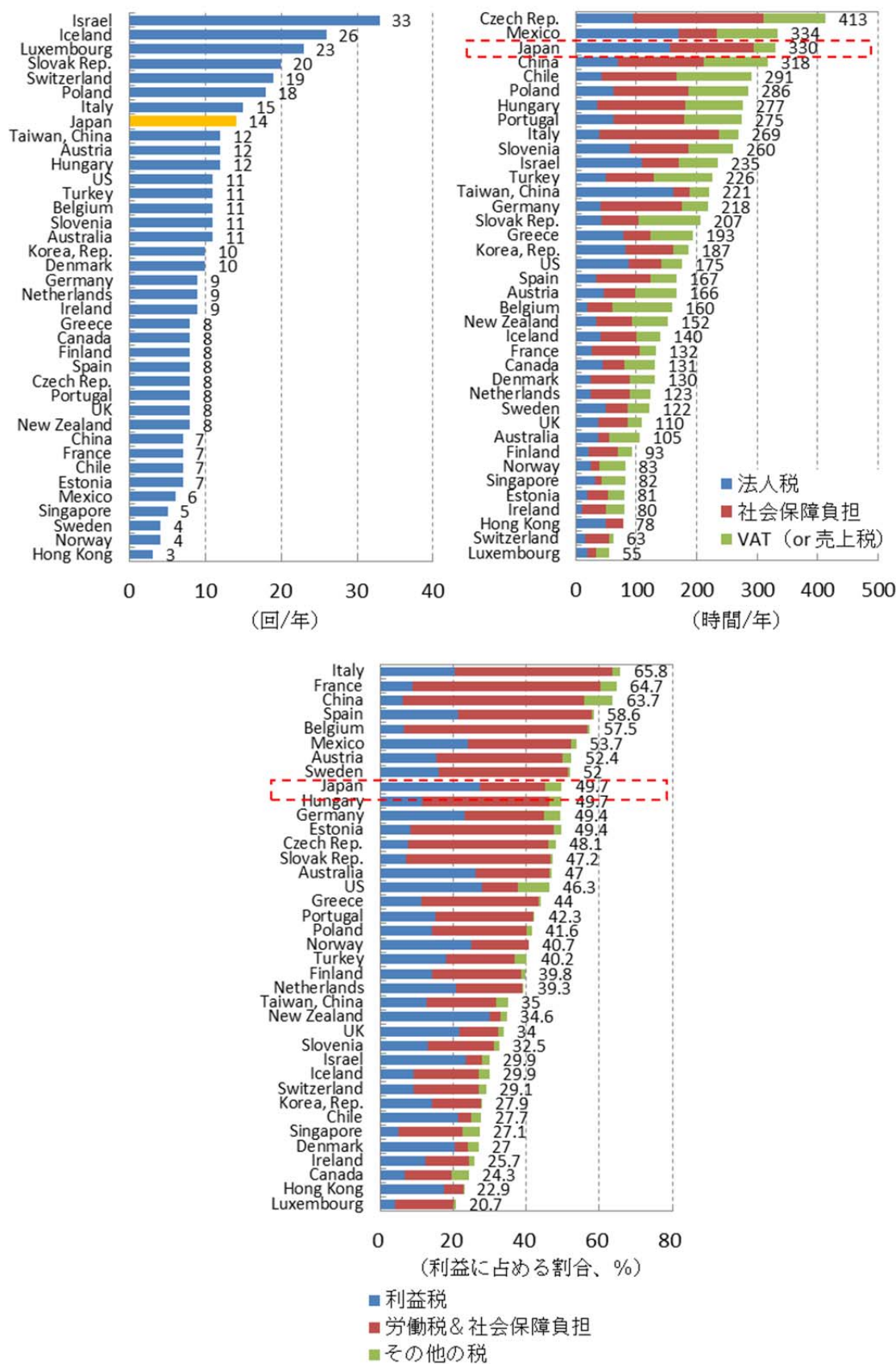
また、先程の事業設立に関する環境整備は、日本でも会社法の改正もあってこの 10 数年間でそれなりの進捗があったが、納税に関しては 2012 年度の法人実効税率の引き下げ以外ではほとんど進展が見られない。

⁸ 日本の場合、利益税には、法人税、法人事業税、法人住民税の 3 つが含まれている。

⁹ 日本では、全てが社会保障負担（厚生年金保険料、健康保険料、労働保険料[労災保険・雇用保険]、児童手当拠出金）で構成される。なお、DB のウェブサイト

(<http://doingbusiness.org/data/exploreconomies/japan#paying-taxes>) で公表されている数字は 17.9% となっているが、他の数字との整合性が取れないため、正しくは 18.0% であるものと思われる。

図表3 OECD諸国等の納税のビジネス環境（左上：支払回数、右上：時間、下：総合的税率）



(注) OECD34カ国+アジア主要4カ国・地域(中国、台湾、香港、シンガポール)で構成。
(出所) World Bank, "Doing Business 2014"より大和総研作成

(2) 日本の納税の問題点は何か

OECD 諸国等の納税の概要を掴むため、他の国がどのような税項目を設けているのかをまとめよう。ほとどの国でも支払われる基本的な税目としては、(1) 法人所得税、(2) 社会保障負担、(3) 付加価値税、(4) 燃料税、の4つが挙げられる。さらにそれらに加えて、(5) 地方所得税、(6) 車両税もしくは道路税、(7) 財産税、(8) 環境税、(9) 保険契約税、といった税目の支払いが追加されていくのが一般的だ。中には、(10) 印紙税、(11) 広告税¹⁰、(12) 給与税、(13) 財産取引税、といった税目が支払いとして加わる場合もある。

世界銀行の調査では、本社をその国の首都に置くと仮定して、日本の場合、東京に本社を置くと想定している。すると、年間あたり次の14項目の税の支払いが発生する。すなわち、①法人税、②法人事業税・法人住民税、③厚生年金保険料・健康保険料・児童手当拠出金、④労働保険料(労災保険・雇用保険)、⑤消費税、⑥軽油引取税、⑦自動車税、⑧自動車重量税、⑨固定資産税(減価償却資産)、⑩固定資産税(土地および建物)・都市計画税、⑪不動産取得税、⑫印紙税、⑬事業所税、⑭登録免許税、である¹¹(図表4)。

図表4 OECD 諸国等で比較した納税が必要な税目

<OECD諸国等で発生する主要な税目>	<日本で発生する税目(本社が東京都の場合)>
(1) 法人所得税 (2) 社会保障負担 (3) 付加価値税 (4) 燃料税	①法人税 ③厚生年金保険料・健康保険料・児童手当拠出金、④労働保険料(労災保険・雇用保険) ⑤消費税 ⑥軽油引取税
(5) 地方所得税 (6) 車両税もしくは道路税 (7) 財産税 (8) 環境税 (9) 保険契約税	②法人事業税・法人住民税、⑬事業所税 ⑦自動車税、⑧自動車重量税 ⑨固定資産税(減価償却資産)、⑩固定資産税(土地および建物)・都市計画税、⑪不動産取得税
(10) 印紙税 (11) 広告税 (12) 給与税 (13) 財産取引税、etc	⑫印紙税 ⑭登録免許税

(注) 各国の首都に本社を置く場合。各分類および対応関係はあくまで便宜的なものに過ぎない。
(出所) World Bank, "Doing Business 2014"等より大和総研作成

¹⁰ OECD+4で企業に広告税を課している国は、オーストリア、エストニア、ギリシャ、イタリア、トルコがある。

¹¹ 法人事業税と法人住民税が1つの項目にまとめられているのは、税の支払いが一元化されていることを表す。

これらの日本の税目の多さを国際的な基準に照らして考えれば、例えば、雇用・社会保障関連の③・④、自動車関連の⑦・⑧、財産関連の⑨・⑩・⑪、地方税関連の②と⑬をそれぞれまとめて支払いができるような環境整備が望まれるだろう。これで支払回数は9回まで減らすことができる。さらに、印紙税は比較的多くの国で実施されている税であり¹²、日本でも印紙収入は1兆777億円（2012年度）と基幹的な間接税の1つであるが、そもそも印紙税は紙ベースの書類が前提で設けられた経緯もあり、近年では電子書類による申請が主流となりつつあることを踏まえれば、ビジネス環境の改善に向けて印紙税のあり方を再検討する必要もあるのではないと思われる。さらに⑭の登録免許税はOECD諸国の中ではあまり見られない日本に固有の税であり、ビジネス環境のイコールフティングを考えれば、その存在意義も含めて検討が必要なものと思われる。もしこれで7回まで納税（支払）回数を削減することが可能ならば、最先端のグループである香港（手続き数が年3回）やスウェーデンやノルウェー（いずれも同4回）、シンガポール（同5回）等には及ばないものの、支払回数7回のフランス等に並び、英国やニュージーランド、フィンランド、カナダ（同8回）よりも支払回数に関してはビジネス環境で優位に立つことになる。

また、納税に要する時間は、DBでは法人税、社会保障負担、付加価値税（消費税）の3つにおいて発生するものと考えているが、図表3で示されるように、日本の場合は消費税に関する事務手続きに要する時間が他国と比べても短くなっている。しかし、法人税と社会保障負担の支払・還付のために必要な時間が他国よりも非常に長いのが特徴である。もし仮に今後日本で消費税の軽減税率が適用されれば、これまで有利な環境にあった消費税の事務手続きに必要な時間が増えるため、日本の納税周りのビジネス環境は一層悪化する恐れがある。

この改善策には、世界でも一般化しているように、税・社会保障関連の個々の支払いを一元化することや、オンライン化を通じた電子行政の実現によって納税申告に係る情報の収集・手続きの簡素化・時間の短縮化が必要になるものと思われる¹³。日本でも、①から⑤の各項目では既にオンライン申請が可能であるが、それらとオンライン化が実現していない他の税の支払いを統合させることや、既にオンライン申請が可能なものについてもさらに一本化に向けて相互の支払いを統合していくなどの対策が求められよう。昨年、法案が可決されたマイナンバー法の下で、納税者番号の付与により税・社会保障システムの効率化を図る作業は、日本のビジネス環境を改善させる意味でも喫緊の課題であると考えられる。

¹² OECD+4で印紙税がある国・地域は、日本の他にも、オーストリア、ベルギー、中国、エストニア、フランス、アイスランド、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、ポルトガル、スイス、台湾、トルコがある。

¹³ 例えば、高山憲之[2010]「諸外国における社会保障番号制度と税・社会保険料の徴収管理」『海外社会保障研究』Autumn2010 No. 172、国立社会保障・人口問題研究所、を参照されたい。

4. ビジネス環境の優劣が実体経済に影響を与えうる

では、以上見てきたような事業設立・納税における負担の大きさが、実際に実体経済にどのような影響を与える可能性があるのかを確認しておこう。

各国の事業設立の活発さを表す数字でよく用いられるのは（事業）開業率（Business Entry Rate）である。一般に開業率は、ある年の新規開業数を既存企業数（前年末値）で割って算出される。かつて世界銀行でも開業率のデータを算出し公表していたが、開業率は算出の際に必要な既存企業数の定義が各国で異なることや、既存企業数の算出に必要な廃業企業数の実態が掴みにくいことから、世界銀行では国際比較の困難さから開業率の公表を現在では中止している。

それに代わり、世界銀行は（事業）開業密度率（Business Entry Density Rate）というデータを用いて、各国の開業の実態を捉えようとしている。これはある年の（15歳から64歳までの）労働力人口1,000人当たりの（有限責任の）新規登録企業数を表しており、上記の国際比較の際に生じる問題点を回避できる。

図表5は、開業密度率と事業設立の伴う手続き数・時間・費用・最低資本金がそれぞれどのような関係にあるのかを単純に比較したものである。すると、事業設立の手続き数・時間・費用と開業密度率には負の相関が見られ、事業設立に伴う行政的なコストが大きいと開業（事業設立）が少なくなる傾向があることが分かる。その一方で、最低資本金と開業密度率には相関は見られないが、これは最低資本金を0とする国が増える中で、両者の負の相関関係が崩れている可能性もある。

もちろん、開業密度率（事業設立）に影響を与えるものには、その他にも新規企業の資金調達の容易さやマクロ経済環境の良さ、潜在的な市場の大きさといった様々な要因が考えられ、そうした要因を含めた実証分析が必要なことは言うまでもない。実際、こうした要因も含めて分析した Klapper, et al. [2006]¹⁴や Ciccone and Papaioannou [2007]¹⁵らも指摘するように、企業にとってこうした行政面での負担の大きさがその国の参入規制として市場競争を阻害する可能性は高いものと思われる。特に Klapper and Love [2010]¹⁶は、改革効果が如実に現れるためにはDBの項目（手続き数・時間・費用）でおおよそ半減以上の大胆かつ同時的な削減が有効であるとしており、小粒でバラバラに行うような改革では開業を促す効果は小さいとも述べている。

また、納税環境の優劣が実体経済に与える影響についても、単純なデータ比較では、納税に要する時間が多ければ多いほど、そして総合的税率が高ければ高いほど、一人当たり所得が低くなる傾向が見られる。

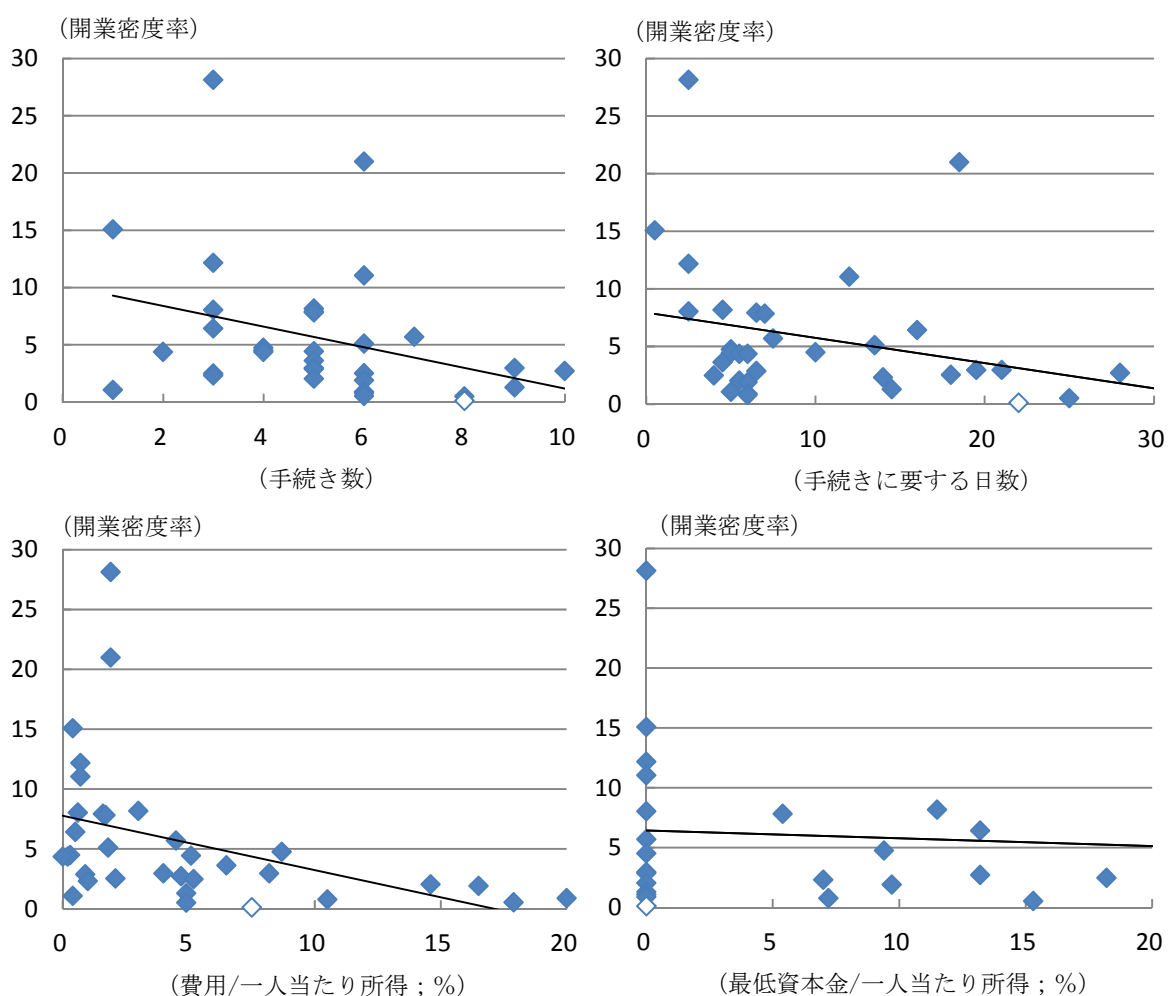
¹⁴ Klapper, L., L. Laeven, and R. Rajan [2006], “Entry Regulation as a Barrier to Entrepreneurship,” *Journal of Financial Economics* 82 (3), 591-629.

¹⁵ Ciccone, A. and E. Papaioannou [2007], “Red Tape and Delayed Entry,” *Journal of the European Economic Association* 5(2-3), 444-458.

¹⁶ Klapper, L. and I. Love [2010], “The Impact of Business Environment Reforms on New Firm Registration,” *Policy Research Working Paper* 5493, December 2010, The World Bank.

こうした納税環境が実体経済に与えるマイナスの影響は、実証分析でも確かめられている。例えば Djankov, et al. [2010]¹⁷では、高い法人実効税率は投資や FDI、さらに開業密度率（そして開業率）にも負の影響を与えることで複数のルートから実体経済を悪化させると述べている。特に納税支払い回数の多さは、開業率に対して有意に負の影響を与えることを指摘している。

図表5 事業設立時のビジネス環境と開業密度率（左上：手続き数、右上：時間、左下：費用、右下：最低資本金）



（注）開業密度率は15歳から64歳までの労働力人口1,000人当たりの新規登録企業数。OECD等の38か国・地域のうち、開業密度率のデータがない米国、ギリシャ、中国、台湾は含まれない。開業密度率および開業に伴うビジネス環境のデータは、ポーランド（2009年）とポルトガル（2010年）を除いて、2012年のもの。白抜きの点は日本を示す。

（出所）World Bank, "Doing Business" のウェブサイトより大和総研作成

¹⁷ Djankov, S., T. Ganser, C. McLiesh, R. Ramalho, and A. Shleifer [2010], "The Effect of Corporate Taxes on Investment and Entrepreneurship," *American Economic Journal: Macroeconomics* 2 (July 2010): 31-64.

5. まとめ

本稿では世界銀行の統計を用いて、日本のビジネス環境の改善に特に必要な、事業設立と納税の両環境の問題点を指摘した。その結果、縦割り行政による行政手続きの煩雑化や電子行政（オンライン化）の遅れがビジネス環境の改善を阻んでいることが分かった。規制・制度改革の実効性を高めるには、こうした行政手続き面等において ICT の積極的な活用を促し、世界最先端の電子行政の徹底等により行政手続きの合理化を進めることでビジネス環境の改善を図ることが重要である。

ただしこれら以外にも、例えば、建設許可取得、不動産登記といった項目における日本の順位もそれほど高くはない¹⁸。その背景にも、手続き数の多さや所要時間の長さ、そして費用の高さといった行政手続きの非効率さがある。行政手続きのような政府サービスは、国内で完結している限りは独占的な供給者として振る舞えるが、海外との立地競争力が重要になると、海外政府とのサービス競争に晒される。電子行政が進まずに利用者にとって使いづらい政府サービスを供給していれば、その国は世界の企業を引き付けることができなくなる。政府サービスも利用者側への十分な配慮がないと、所得や雇用を生み出す経済活動の拠点として世界の企業から選ばれなくなり、結果、ビジネス環境を提供する対価としての税収の確保が難しくなるのではないだろうか。

以上

¹⁸ 例えば、OECD34 か国のランキングは、日本の建設許可取得は 23 位、不動産登記は 24 位である。

【経済構造分析レポート（旧：経済社会研究班レポート）】

- ・ No. 23 溝端幹雄「成長戦略の効果を削ぐ隠れた要因－電子行政の徹底等による行政手続きの合理化が急務」2014年4月11日
- ・ No. 22 石橋未来「英国の医療制度改革が示唆するもの－国民・患者が選択する医療へ」2014年3月27日
- ・ No. 21 小林俊介「設備投資循環から探る世界の景気循環－期待利潤回復、不確実性低下、低金利の下で拡大局面へ」2014年2月6日
- ・ No. 20 小林俊介「円安・海外好調でも輸出が伸びない5つの理由－過度の悲観は禁物。しかし短期と長期は慎重に。」2014年2月6日
- ・ No. 19 小林俊介「今後10年間の為替レートの見通し－5年程度の円安期間を経て再び円高へ。3つの円高リスクに注意。」2014年2月6日
- ・ 近藤智也・溝端幹雄・小林俊介・石橋未来・神田慶司「日本経済中期予測（2014年2月）－牽引役不在の世界経済で試される日本の改革への本気度」2014年2月5日
- ・ 鈴木準・神田慶司「消費税増税と低所得者対策－求められる消費税の枠内にとどまらない制度設計」（2014年1月20日）
- ・ 溝端幹雄「安倍政権の成長戦略の要点とその評価－三本目の矢は本当に効くのか？」（2014年1月20日）
- ・ No. 18 石橋未来「診療報酬プラス改定後、効率化策に期待－持続可能な医療のためには大胆かつ積極的な効率化策が必要となろう」2014年1月15日
- ・ No. 17 石橋未来「米国の医療保険制度について－国民皆保険制度の導入と、民間保険会社を活用した医療費抑制の試み」2013年12月16日
- ・ 小林俊介「米国金融政策の変化が世界経済に与えるもの」2013年10月25日
- ・ No. 16 小林俊介「「日本は投資過小、中国は投資過剰」の落とし穴－事業活動の国際化に伴う空洞化が進む中「いざなぎ越え」は困難か」2013年10月16日
- ・ 神田慶司「これで社会保障制度改革は十分か－「木を見て森を見ず」とならないよう財政健全化と統合的な改革を」2013年10月11日
- ・ 神田慶司「来春の消費税増税後の焦点－逆進性の問題にどう対処すべきか」2013年9月20日
- ・ No. 15-1 小林俊介「QE3縮小後の金利・為替・世界経済（前編）－シミュレーションに基づく定量的分析」2013年9月9日
- ・ No. 15-2 小林俊介「QE3縮小後の金利・為替・世界経済（後編）－グローバルマネーフローを中心とした定性的検証」2013年9月9日

- ・ No. 14 石橋未来「超高齢社会医療の効率化を考える—IT 化を推進し予防・健診・相談を中心とした包括的な医療サービスへ」2013 年 8 月 15 日
- ・ No. 13 小林俊介「量的緩和・円安でデフレから脱却できるのか?—拡張ドーンブッシュモデルに基づいた構造 VAR 分析」2013 年 8 月 15 日
- ・ No. 12 溝端幹雄「成長戦略と骨太の方針をどう評価するか—新陳代謝と痛みを緩和する「質の高い市場制度」へ」2013 年 7 月 25 日
- ・ 鈴木準・近藤智也・溝端幹雄・神田慶司「超高齢日本の 30 年展望—持続可能な社会保障システムを目指し挑戦する日本—未来への責任」2013 年 5 月 14 日
- ・ No. 11 溝端幹雄「エネルギー政策と成長戦略—生産性を高める環境整備でエネルギー利用の効率化と多様化を」2013 年 2 月 6 日
- ・ No. 10 神田慶司「転換点を迎えた金融政策と円安が物価に与える影響—円安だけでインフレ目標を達成することは困難」2013 年 2 月 5 日
- ・ 近藤智也・溝端幹雄・神田慶司「日本経済中期予測（2013 年 2 月）—成長力の底上げに向けて実行力が問われる日本経済」2013 年 2 月 4 日
- ・ No. 9 溝端幹雄「超高齢社会で変容していく消費—キーワードは「在宅・余暇」「メンテナンス」「安心・安全」」2012 年 8 月 10 日
- ・ No. 8 神田慶司「失業リスクが偏在する脆弱な雇用構造—雇用構造がもたらす必需的品目の需要増加と不要不急品目の需要減少」2012 年 8 月 10 日
- ・ 近藤智也・溝端幹雄・神田慶司「日本経済中期予測（2012 年 7 月）—グローバル化・高齢化の中で岐路に立つ日本経済」2012 年 7 月 27 日
- ・ 鈴木準「医療保険制度の持続可能性を高めるために—コスト意識の共有を進めながら、国民の健康を増進させよう」2012 年 4 月 13 日
- ・ No. 7 溝端幹雄・鈴木準「高齢社会で増える電力コスト—効率的な電力需給システムの構築が急務」2012 年 4 月 9 日
- ・ 鈴木準・溝端幹雄・神田慶司「日本経済中期予測（2012 年 1 月）—シンクロする世界経済の中で円高・電力・増税問題を乗り切る日本経済」2012 年 1 月 23 日

その他のレポートも含め、弊社ウェブサイトにてご覧頂けます。

URL : <http://www.dir.co.jp/>